

## 社会福祉法人青梅市社会福祉協議会在宅福祉サービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会(以下「社協」という。)の高齢者等の在宅福祉サービス事業(以下「事業」という。)を実施することについて、その適正な運営を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (会員)

第2条 この事業は、次の会員をもって構成する。

- (1) 利用会員は、市内に居住するおおむね 65歳以上の者及び心身に障害のある者で、第7条に掲げるサービスを受けようとする者をいう。
- (2) 協力会員は、福祉に理解と情熱を持ち、本事業に賛同し、利用会員に対して第7条に掲げるサービスを提供する活動を行おうとする者をいう。
- (3) 賛助会員は、この制度の趣旨に賛同し、自発的に金品を援助する者をいう。

### (会員の資格)

第3条 会員になることが出来る者は、青梅市内に居住していなければならない。ただし、協力会員及び賛助会員はこの限りでない。

### (会員の登録)

第4条 利用会員になろうとする者は、利用会員登録申込書(様式第1号)に所定の事項を記入し、会長に提出しなければならない。ただし、利用会員になろうとする者が申込みできないときは、親族又は介護者が代わって申し込むことが出来る。

- 2 協力会員になろうとする者は、協力会員登録申込書(様式第2号)に所定の事項を記入し、会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前2項の内容を審査し、会員として適当と認められた者は、利用会員台帳(様式第3号)又は協力会員台帳(様式第4号)に記載するとともに、利用会員証(様式第5号)又は協力会員証(様式第6号)を交付し、会員として適当でないとした者には、利用会員・協力会員不承認通知書(様式第7号)により、その旨を通知するものとする。
- 4 賛助会員が第2条第3号の行為をするときは、賛助会員加入申込書(様式第8号)により会長に申し込むものとする。
- 5 会長は、前項により寄付金品の受領を決定したときは賛助会員台帳(様式第9号)に記載するものとする。

### (会費)

第5条 会員の会費は、無料とする。

### (資格の喪失)

第6条 利用会員が次の各号の一に該当したときは、資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡したとき。
  - (2) 本人が、転出したとき。
  - (3) 本人、親族又は介護者から、利用辞退の申出があったとき。
  - (4) 会員資格を継続することが、本事業の推進に障害をもたらすと認められたとき。
- 2 協力会員が次の各号の一に該当したときは、資格を喪失する。
- (1) 本人が死亡したとき。

- (2) 本人から、協力辞退の申し出があったとき。
- (3) 会員資格を継続することが、本事業の推進に障害を、もたらすと認められたとき。  
(事業内容及び料金)

第7条 サービスの内容及び利用料金は、別表に定めるとおりとする。

(利用時間)

第8条 利用時間は、原則として、月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時の間(1日6時間を限度)とし、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日および年末年始(1月2日から同月4日までおよび12月29日から同月31日まで)は利用できない。ただし会長が認めたときは、この限りでない。

(利用の申込み)

第9条 利用会員がサービスを受けようとするときは、会長に申し込むものとする。ただし、会長が認めたときは、第三者でも申し込むことができる。

2 前項の申込みは、利用会員登録申込書により行うものとする。

(決定)

第10条 会長は、前条の規定心こよりサービスの申込みを受けたときは、速やかに可否を決定し、当該利用会員に連絡するとともに、協力会員にサービスの提供を依頼するものとする。

(取消し)

第11条 会長は、サービスの提供を受けている利用会員が、次の各号の一に該当するときは、サービスを取り止めることができるものとする。

- (1) 偽り又は不正の手段でサービスの提供を受けていることが判明したとき。
- (2) 第6条第項に規定する利用会員資格の喪失に該当したとき。
- (3) その他サービスの提供が不相当と認められるとき。

3 会長は、前項の規定によりサービスの提供を取り止めようとするときは、必要に応じ実態調査を行い、速やかに可否を当該利用会員等に通知するものとする。この場合当該協力会員にも、その旨通知するものとする。

(利用料金等の負担)

第12条 サービスの提供を受けた利用会員は、別表に定める利用料金を負担しなければならない。

2 利用会員は、利用料金以外にサービスに必要な材料費及び交通費等の経費が生じるときは、これを負担しなければならない。

3 利用会員は、サービス提供を申し込んだ後、都合により中止する場合はサービス提供日の前日(提供日が月曜日の場合は前の週の土曜、日)までに社協へ申し出るものとする。前日までに申し出が無く当日キャンセルした場合は、サービス提供予定時間の利用料金の2分の1相当額及び交通費実費を負担するものとする。

4 社協は、利用会員にサービスを提供したときは、当該付きの利用料金及び交通費等を翌月20日までに利用会員に請求し、月末に利用会員が指定した金融機関の口座から引き落とすものとする。

(報告)

第13条 協力会員がサービスに従事したときは、活動報告書兼請求書(様式第11号)

を翌月5日までに会長に提出しなければならない。

(協力費の支払)

第14条 会長は、活動報告書兼請求書の内容を確認し、利用料金と同額を協力費として支払うものとする。

2 協力費の支払時期は、原則としてサービスを行った翌月とする。

(時間の算定)

第15条 費用算定の基礎となる活動時間は、協力会員がサービスを提供するため利用会員宅を訪問してから帰るまでの全時間とし、サービスの提供が外出を伴うときは、その時間を含むものとする。

2 1回のサービス提供時間の単位は30分とし、30分未満を切り捨てる。

(秘密の保持)

第16条 協力会員は、利用会員及びその家族に関する秘密を他に漏らしてはならない。

(行為の制限)

第17条 会員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の斡旋、販売及び勧誘等の行為
- (2) 政治、思想、信条及び宗教に係る勧誘及び強要等の行為

(研修)

第18条 協力会員に対する研修は、会長が必要と認めたときに、適宜行うものとする。

2 会長は、社協が行う研修以外の研修に協力会員を参加させたときは、その必要経費を支払うものとする。

(関係機関等の連携)

第19条 会長は、事業の運営を円滑にするため、青梅市及び関係機関等と充分連携を取り、支障のないように努めなければならない。

(書類及び帳簿の備付)

第20条 会長は、事業の運営に必要な書類及び帳簿を備え付け、常に整備しておかなければならない。

(委任)

第21条 この規定の実施について必要な事項及び様式第11号は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

付 則 (平成5年9月1日改正 専決第2号)

この規程は、平成5年9月1日から施行する。

付 則 (平成5年11月19日改正 規程第9号)

この規程は、平成5年12月1日から施行する。ただし、介護サービスの規定は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成6年3月31日改正 規程第12号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成9年3月31日改正 規程第2号)

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 9 年 12 月 1 日改正 規程第 1 号)

この規程は、平成 9 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 7 条、第 12 条第 3 項、第 13 条及び別表の規定は、平成 15 年 5 月以降に提供する在宅福祉サービスから適用し、平成 15 年 4 月以前に提供した在宅福祉サービスについては、なお従前の例による。

3 施行日の前日において、改正前の第 16 条の規定にもとずきサービス提供時間の貯蓄(以下「時間貯蓄」という。)がある者にあつては、施行日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に時間貯蓄の清算を行わなければならない。

付 則

この規定の一部改定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条、第12条関係）

区 分	利 用 料 金	内 容
家事援助サービス	1時間	掃除、洗濯、買い物、食事づくり、話し相手、クスリとり等会長が必要と認めたもの。
介護サービス	840円	散歩、通院等の外出介助、食事介助、清拭、排泄介助、移動介助、入浴介助等会長が必要と認めたもの。
配食サービス	1食 800円	業者による夕食の配達 安否の確認 月曜日～土曜日（祝祭日、12月29日～31日、1月1日～4日を除く）
緊急通報サービス	1か月 4,410円	業者が急病時等に自宅への訪問や救急車手配をする。
	追加料金 525円	火災報知機の設置・運用。
	追加料金 945円	ガス漏れ警報機の設置・運用。

なお、家事援助サービスおよび介護サービスの利用料金については、平成18年3月31日まで800円とする。